

2. 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称等

- 事業の名称 : 2025 年日本国際博覧会 会場外駐車場
- 事業の種類 : 駐車施設（2,000 台以上）の設置
- 事業計画の位置 : 堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内（図 2.1-1 参照）

2.2 事業の目的及び必要性

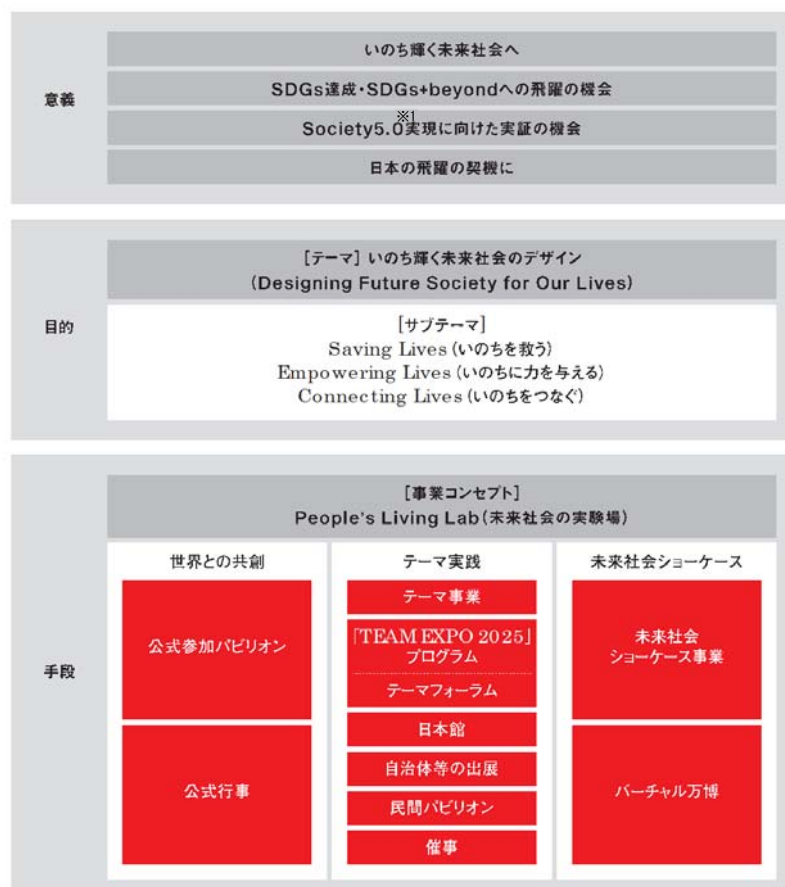
(1) 2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の開催

本事業は、国際博覧会条約に基づき、2025 年に大阪府大阪市において開催される「2025 年日本国際博覧会」の会場外駐車施設を設置するものである。

2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとしている。このテーマは、人間一人ひとりが、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、世界が共創していくことを推し進めるものである。

また、本万博は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するものである。

さらに、本万博は、その会場を「未来社会の実験場」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけることで、多様なプレーヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための巨大な装置としていく。



(出典)2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画（2020 年 12 月 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会）

※1：Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。具体的には、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）、ロボティクス、ビッグデータ等の先端技術を活用して様々な世界的な課題を解決する超スマート社会の実現を目指す日本の国家的な取組である。

図 2.2-1 大阪・関西万博の事業構成

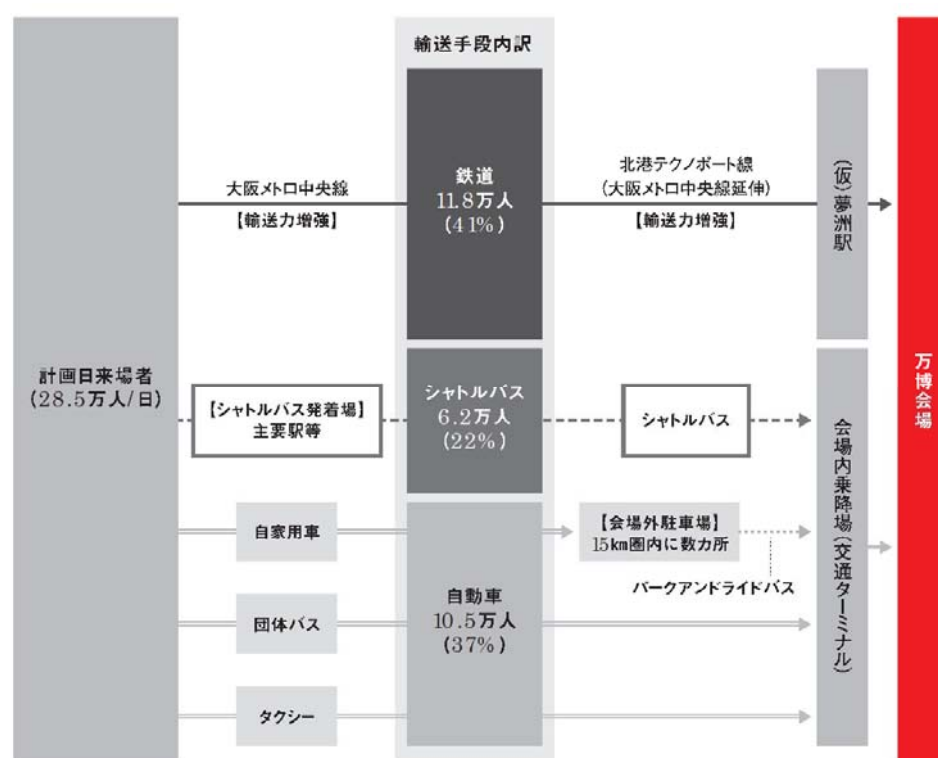
(2) 輸送計画

大阪・関西万博の想定来場者数 2,820 万人の円滑な来場を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画している。各アクセスルートのバランスのとれた利用を図るため、ICT を活用し、各種誘導施策を展開するとともに、適切なルートや混雑状況等の情報を提供する。

また、大阪府内の企業へ時差出勤やテレワークの活用を呼びかけ、ピーク時間帯の交通負荷の軽減を図るとともに、鉄道やシャトルバスへの乗換が安全・円滑にできるよう、MaaS^{※2}等の新しい技術を積極的に取り入れながら、関係機関・事業者等と連携して混雑の解消に取り組むこととする。

輸送手段別の日来場者数は、鉄道が 11.8 万人（41%）、シャトルバス 6.2 万人（22%）、自動車 10.5 万人（37%）として想定している。一般の自家用車については、会場から概ね 15km 圏内に設ける会場外駐車場でバスに乗り換えるパークアンドライド方式を採用し、夢洲への乗り入れは、原則として禁止とする。なお、会場となる夢洲には、団体バスや障がい者専用の駐車場、シャトルバス、パークアンドライドバス及びタクシーの乗降空間となる交通ターミナルを設ける計画である。

本事業の対象地である堺 2 区は、一般の自家用車による万博来場者を対象とした会場外駐車場予定地の一つとして位置づけている。



※2：MaaS：Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人の個々の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となる。

（出典）2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画（2020 年 12 月 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会）

図 2.2-2 輸送手段別想定来場者数（大阪・関西万博基本計画）

(3) 会場外駐車場の必要性

全国各地から一定程度の自動車での来場が想定される中では、市内の既設駐車場に適切に案内することが困難と考えられること、また会場に近い駐車場にアクセスが集中し、或いは彷徨い交通による渋滞が発生するなど、様々な問題発生が懸念されることから、自動車による来場者が確実に会場までアクセスできる環境を整える必要がある。以上のことから本万博では会場外に専用駐車場を設け、パークアンドライド方式を採用することとしている。

なお、駐車台数については今後の社会情勢の変化等も踏まえ、適切な規模の駐車場計画を検討していく。

2.3 事業計画の内容

2.3.1 事業計画地の位置及び面積

事業計画の概要は、表 2.3-1 に示すとおりである。また、事業計画地の位置は、図 2.1-1（既出）に示すとおりである。

表 2.3-1 事業計画の概要※

項 目		概 要
立地場所の概要	位 置	堺市堺区築港八幡町地内及び匠町地内
	開発区域面積	約91,000m ²
	用途地域	工業専用地域
	地区計画	堺市南部大阪都市計画築港八幡地区地区計画（一部の範囲）
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
施設の概要	主要用途	駐車施設
	駐車台数	約 2,300台
	供用予定期間	2025年4月から2025年10月まで
	想定来場者数	万博会場： 約 2,820 万人(平均15.2万人/日、計画日来場者28.5万人/日) 事業計画地（会場外駐車場）： 約 2,300台×回転率1.23≒2,830台/日

※ 今後の関係機関協議により、数値等は変更となる可能性がある。

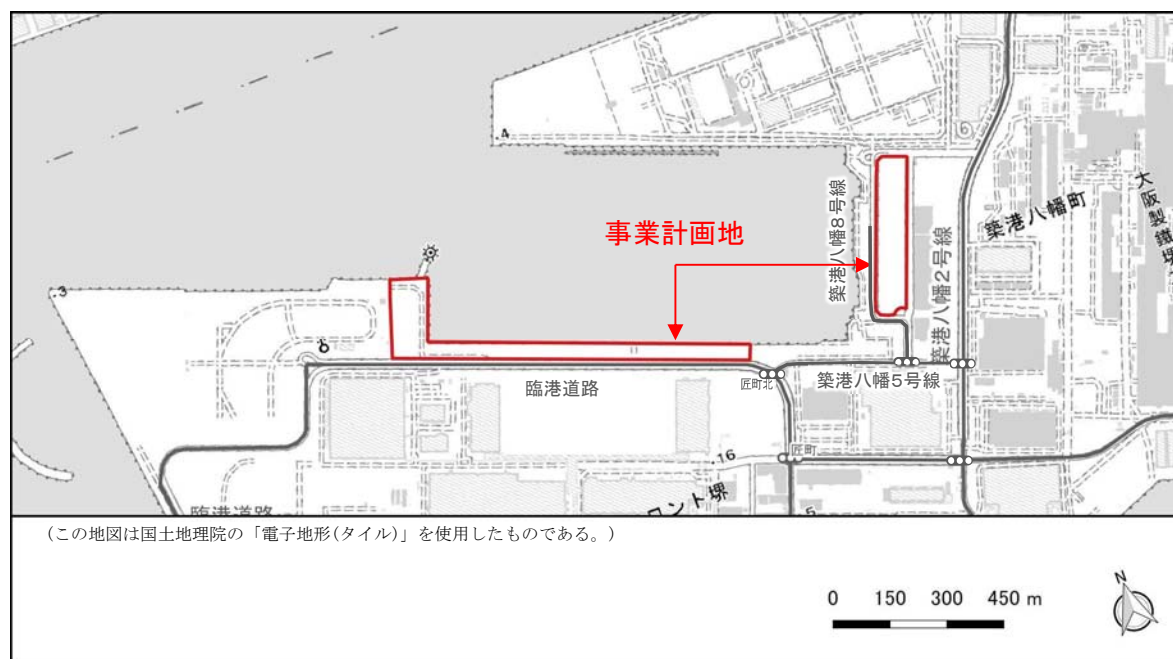


図 2.3-1 事業計画地の範囲

2.3.2 事業計画

(1) 施設配置計画

施設配置は、現況地形・施設等を活かした平面構造とし、以下のように計画した。



- ※ 配慮計画書以降の検討で、事業計画地の範囲を一部変更している。(図 3.2-4 参照)
- ※ 出入口、休憩所・待合所の位置やパークアンドライドバス及び施設利用車両の主要走行ルートは現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。

図 2.3-2 施設配置計画図

(2) 交通計画

事業計画地から万博会場まで輸送するパークアンドライドバスルート、事業計画地へ来場及び退場する施設利用車両の主要走行ルートは、図 2.3-2 及び図 2.3-3 に示すとおりである。パークアンドライドバスは、湾岸舞洲 IC から三宝 IC までの区間の阪神高速 4 号・5 号湾岸線と臨港道路等を走行する計画である。施設利用者車両の来場・退場における主要走行ルートは、阪神高速 6 号大和川線を利用して三宝 IC からアクセスするルートのほか、大阪臨海線等の一般道路を利用してアクセスするルートを想定している。



※ パークアンドライドバス及び施設利用車両の主要走行ルートは現時点の想定であり、関係者との調整や今後の事業計画の検討結果等により変更となる可能性がある。

図 2.3-3 パークアンドライドバス及び施設利用車両の主要走行ルート図

(3) 工事計画

1) 工事工程

現況はほぼ平地であり、整備にあたり大規模な掘削工事や盛土工事は想定されない。駐車場整備工事では、駐車スペースや通路等を舗装し、乗降場や待合所等を建設する。会期終了後には舗装及び施設等の撤去工事を行う。工程は概ね表 2.3-2 に示すとおりである。

表 2.3-2 会場外駐車場の工事工程

工事内容	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
駐車場整備工事					
開催・供用期間					
撤去工事					

2) 工事用車両走行ルート

基本とする交通経路は、図 2.3-4 に示すとおりである。工事用車両は、主として阪神高速と幹線道路を使用する。

2.4 環境配慮の内容

本事業による環境配慮の方針及び内容を表 2.4-1～表 2.4-4 に示す。

表 2.4-1 環境配慮の方針及び内容(1/4)

区分	環境配慮の方針	環境配慮の内容
大気質	・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）	・万博会場と事業計画地を往復するパークアンドライドバスは、低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。
	・施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進（看板設置）	・施設利用車両に対して、看板の設置等によりアイドリングストップの推進を呼びかける。
	・敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発	・施設利用車両に対して、休憩所でのポスター掲示等により敷地内通行経路等における空ふかし防止を呼びかける。
	・施設利用時における効果的な情報発信や誘導等による駐車待ち車両の抑制	・ホームページやチラシ等の各種広告媒体により公共交通の利用を呼びかけ、交通量の発生抑制に努める。
	・事前予約制の導入による交通集中の抑制	・ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導	・事業計画地内には、施設利用車両に対して敷地内を誘導する案内看板を適切に設置する。
	・排出ガス対策型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理	・使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 ・工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。 ・工事用車両の走行に関しては、過積載を防止し、積み荷の安定化、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。 ・工事用車両は、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車両規制を遵守するように指示・指導を行う。 ・工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事にあたっては、工事の効率化、同時稼働や高負荷運転のできる限りの回避、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。 ・工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行うなど粉じんの発生抑制に努める。

表 2.4-2 環境配慮の方針及び内容(2/4)

区分	環境配慮の方針	環境配慮の内容
騒音	・施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制	・施設利用車両に対して、看板の設置等により敷地内での低速走行を呼びかける。
	・敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発	・施設利用車両に対して、休憩所でのポスター掲示等により敷地内通行経路等における空ふかし防止を呼びかける。
	・事前予約制の導入による交通集中の抑制	・ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導	・事業計画地内には、施設利用車両に対して敷地内を誘導する案内看板を適切に設置する。
	・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）	・万博会場と事業計画地を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。
	・低騒音型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理	・使用する建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 ・工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。 ・工事用車両の走行に関しては、制限速度の遵守、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。
振動	・施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制	・施設利用車両に対して、看板の設置等により敷地内での低速走行を呼びかける。
	・駐車場の出入り口の段差を低減し、車両乗り入れ時の振動を抑制	・施設利用車両及び工事用車両の出入り口は、可能な限り段差を低減するように計画する。
	・事前予約制の導入による交通集中の抑制	・ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	・案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導	・事業計画地内には、施設利用車両に対して敷地内を誘導する案内看板を適切に設置する。
	・低公害バスの導入（パークアンドライドバス）	・万博会場と事業計画地を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。
	・低振動型建設機械の使用 ・工事用車両の計画的な運行管理	・使用する建設機械は、可能な限り最新の低振動型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 ・工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。 ・工事用車両の走行に関しては、過積載を防止し、積み荷の安定化、制限速度の遵守、適切な運行を指導する。
土壌汚染	・土壌汚染対策法及び大阪府生活環境保全等に関する条例等に基づく、工事着手前の関係機関との協議、手続きの実施	・土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を堺市長に届け出る。 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土地における過去の管理有害物質の使用の状況その他の規則で定める事項について調査し、その結果を堺市長に報告する。
	・上記法・条例に基づく適切な対応（汚染土壌が確認された場合）	

表 2.4-3 環境配慮の方針及び内容(3/4)

区分	環境配慮の方針	環境配慮の内容
光害	・ 現地の状況に応じた適切な照明配置	・ 施設内の照明は、直接光が敷地外へ届かない配置等を検討する。 ・ 看板照明等については、近隣の保全対象施設に対する光の影響を抑制する。
	・ 必要に応じ遮光ルーバー付き照明の設置	・ 必要に応じて、遮光ルーバー付照明を設置することで、周辺への照射が最小限となるように配慮する。
陸域生態系	・ 走光性昆虫類の誘引抑制に配慮した照明施設の設置	・ 照明機器は、LED 照明を積極的に採用し、走光性昆虫類の誘因抑制を図る。
	・ 生物の生息・繁殖環境に配慮した工事の工法、実施時期、実施時間の設定	・ 周辺に生息・生育している生物の生息・生育・繁殖環境等を踏まえ、必要に応じてこれらへの影響を低減できる工事計画を検討する。
人と自然との触れ合い活動の場	・ 事前予約制の導入、適切なルートや混雑状況等の情報提供	・ ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	・ 工事用車両の適切なルート設定、警備員の配置	・ 工事用車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス状況などを踏まえ、影響が小さくなるよう、計画的な運行管理を行う。
	・ レクリエーション利用が多い時期・時間帯に配慮した施工計画	・ 工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。
地球環境（地球温暖化）	・ 低公害バスの導入（パークアンドライドバス）	・ 万博会場と事業計画地を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。
	・ 敷地内における空ふかし防止のポスター等による啓発	・ 施設利用車両に対して、休憩所でのポスター掲示等により敷地内通行経路等における空ふかし防止を呼びかける。
	・ 施設利用車両の駐車場内でのアイドリングストップの推進（看板設置）	・ 施設利用車両に対して、看板の設置等によりアイドリングストップの推進を呼びかける。
	・ 事前予約制の導入による交通集中の抑制	・ ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	・ 案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導	・ 事業計画地内には、施設利用車両に対して敷地内を誘導する案内看板を適切に設置する。
	・ 排出ガス対策型建設機械の使用 ・ 工事用車両の計画的な運行管理	・ 使用する建設機械は、可能な限り最新の低燃費型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。 ・ 工事用車両は、計画的な運行により適切な荷載を行い、空ふかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。 ・ 工事用車両は、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車両規制を遵守するように指示・指導を行う。

表 2.4-4 環境配慮の方針及び内容(4/4)

区分	環境配慮の方針	環境配慮の内容
廃棄物等	建設発生材の減量化や建設リサイクル法に基づく再資源化等の適切な処理の実施	「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。 - 掘削土は、可能な限り場内の埋戻し土として利用し、残土の発生抑制を図る。 - 掘削時に埋設廃棄物が存在した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正に処分する。
安全 (交通)	施設（駐車場）の出入口での警備員の配置	- 工事用車両や施設利用車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、交通事故の防止に努める。 - 夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠するなどの対策を講じる。
	事前予約制の導入による交通集中の抑制	ホームページ等で施設の利用状況を確認でき、事前予約できるシステムの導入を検討する。
	案内看板の設置等による施設利用車両の適切な誘導	事業計画地周辺には、施設利用車両に対して計画地へ誘導する案内看板を適切に設置する。
	施設利用車両が走行する際の速度超過を抑制	施設利用車両に対して、看板の設置等により制限速度の遵守を呼びかける。
	工事用車両の計画的な運行管理	- 工事の効率化・平準化に努め、工事用車両台数をできる限り削減する。 - 工事用車両の走行に関しては、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を指導する。